医療安全管理に関する取り組み事項

1. 基本理念

全職員が医療事故や医療に関わるあらゆるトラブルを未然に防ぐように取り組み、組織全体で医療事故防止策を遂行するとともに、医療安全管理体制を充実させることで患者様が安心・安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とします。

2. 医療安全管理のための体制について

当院は、院長直轄の医療安全管理連携体制（医療安全管理委員会、医療安全推進室事務局、医療安全推進室、各部署セーフティーマネージャー）を構築し、医療安全対策加算1を取得しています。

3. 医療安全管理の窓口について

医療安全推進室事務局を設置し、医療安全管理者（専従）を配置しています。

4. 医療安全管理のための研修について

当院は、個々の職員の医療安全に対する意識を高めると共に安全文化を醸成するための職員研修を行っています。

5. 医療事故予防・再発防止の具体的な取り組み

全ての職員は、標準的医療を実践し医療事故を未然に防ぐ取り組みをします。また、事故発生時は迅速な報告を徹底し、医療安全推進室が中心となって報告内容の検討および再発防止策の立案・共有を行います。

6. 患者様からの相談対応について

当院は、医療安全管理責任者（副院長）を室長とする「医療安全推進室」を設置し、患者様やご家族からの病状や治療方針、その後の経過などに関する相談に適切に対応し、かつ不利益を受けることのないよう努めます。当院「患者サポートセンター」の担当者と連携しています。

ご相談希望の方がいっらしゃいましたら、
北斗病院 1 階「患者サポートセンター」までお越しください。

社会医療法人 北斗
北斗病院
医療安全推進室